

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年1月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人名称C<sup>2</sup>SEA:朋

中嶋 滋

丸亀市綾歌町岡田西1389番地

3 定款に記載された目的

この法人はかつての植民地支配下や戦争において心身に苦痛を受けた人たちと、同じく現在も歴史的・政治的・社会的な事情の下で苦しむ人たちに対して、内外の団体、個人、そして政府、自治体等が連携して行う援助、自立事業を実施するとともに、調査、記録、啓発、政策提言等の事業により、人びとが自由と社会正義の下で生きることが保障される環境条件を市民次元で創造的・発展的につくっていくことに寄与することを目的とする。